

馬甲三〇

明治廿九年四月十九日

内閣書記官



内閣總理大臣

大

内閣書記官長

長

別紙臺灣事務局設務取扱同同局書類
處方ノ件、同ノ通ニ並ル

陸軍省及拓殖省より通牒

明治廿九年四月十九日



(参考)

臺灣事務局調査及議事事務局整理
規則 (附條)

第十六條 臺灣事務局ノ文書ニシテ其ノ處
分ヲ終了シタルモノハ總務部ヨリ之ヲ内
閣記録課ニ交付シテ保存セシム其ノ未
處分ヲ終了セサルモノハ總務部ニ於テ之ヲ
保管ス

पृ. ३३-३४

明治二十九年四月廿九日

臺灣事務局事務取扱

内閣總理大臣秘書官飯島武之助

内閣總理大臣秘書官伊藤博文殿

進呈御覽之書類中、海軍省後陸軍省へ送付し
申有る書類を處理せしモノ、概して昭和四年費ニ関
スルモノ、付加ノ分、至近今有る様子に保存せしメラレ
テ、此書類を御覽に

馬乙五

明治廿九年五月十二日

内閣書記官

内閣總理大臣

其

内閣書記官長

其

臺灣事務局事務取扱上申、令局文書類
引継濟政務結了ノ件